

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則** 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 三三
- 告示** 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 三三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三四
- 公告** 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件 三四
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 三四
- 福島県警察本部** 落札者を決定した件 三六

規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三十八号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営上浅貝団地の項中「四号室から六号室まで」を「四号室、六号室」に、「二十二号室、二十六号室」を「二十二号室」に、「十七号室まで、十九号室、二十一号室」を「十七号室まで、十九号室」に、「二十五号室から三十号室まで、三十四号室、三十六号室及び四十号室」を「二十五号室、二十七号室から三十号室まで、

三十四号室及び三十六号室」に、「五号棟の二号室、十号室」を「五号棟の二号室」に、「一号室から七号室まで、九号室から十一号室まで」を「一号室、三号室から七号室まで、九号室、十号室」に、「八号棟の二号室、」を「八号棟の」に、「十一号室から十三号室まで、十五号室」を「十一号室、十二号室」に、「及び十八号室から二十号室まで」を「十八号室及び二十号室」に、「六号室から十号室まで及び十四号室から十九号室まで」を「七号室から十号室まで、十四号室から十六号室及び十八号室」に改め、「一号棟の一号室から三十三号室まで」の下に、「五号室」を加え、「二十三号室から二十五号室まで」を「二十三号室から二十六号室まで」に、「二十号室、二十二号室、二十三号室」を「二十号室から二十三号室まで」に改め、「二十号室から二十四号室まで」の下に、「二十六号室」を加え、「三十三号室まで、三十五号室及び三十七号室から三十九号室まで」を「三十三号室まで、三十五号室及び三十七号室から四十号室まで」に、「三号室から九号室まで」を「三号室から十号室まで」に、「七号棟の八号室、十二号室、十三号室」を「七号棟の二号室、八号室、十一号室から十三号室まで」に、「一号室、三号室、四号室」を「一号室から四号室まで」に、「十号室、十四号室、十六号室」を「十号室、十三号室から十六号室まで」に、「及び十七号室」を「十七号室及び十九号室」に、「四号室、五号室、十一号室から十三号室まで」を「四号室から六号室まで、十一号室から十三号室まで、十七号室、十九号室」に改める。

附則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

（建築住宅課）

告示

福島県告示第五百十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和八年七月十六日救急病院として認定した。

令和八年七月二十四日

名称	所在地	福島県知事 内堀雅雄
社会医療法人福島厚生会福島第一病院	福島市北沢又字成出一六番地 二	認定有効期限 令和一一年七月一五日

（地域医療課）

福島県告示第五百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年七月二十四日から同年十一月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用

政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

高橋ビル 福島県郡山市富久山町久保田字上野百三十六一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社高橋

代表取締役 高橋 弘

(変更後)

株式会社高橋

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

(変更後)

株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市谷島町五番四十二号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成三十年六月三日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 令和三年二月十一日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 令和六年三月一日

四 届出年月日

令和八年七月十四日

五 届出をした者

株式会社高橋

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年七月二十四日から同年八月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヨークタウン原町西 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし

(商業まちづくり課)

公 告

公告第百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和八年七月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

高橋ビル 福島県郡山市富久山町久保田字上野百三十六一ほか

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

五千六百七十五平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

令和八年三月三十日

五 届出年月日

令和八年七月十四日

六 届出をした者

株式会社高橋

(商業まちづくり課)

公告第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和八年七月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

磐梯西部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 田部 忠一

同 田中 伸一

同 佐藤 栄喜

同 穴澤 勝俊

同 五十嵐 弘治

住所

耶麻郡磐梯町大字大谷字村上一五三三番地

同 郡同 町大字大谷字入倉六一一番地

同 郡同 町大字赤枝字中道三五三番地

同 郡同 町大字大谷字上ノ代四五一番地

同 郡同 町大字大谷字神金井六二五七番地

同	遠藤 久範	同	町大字大谷字上屋敷七三番地
同	五十嵐 春彦	同	町大字大谷字上屋敷六八番地
同	小檜山 栄志	同	町大字大谷字落合四二〇八番地一
同	加藤 信夫	同	町大字赤枝字田中一一五番地
同	加藤 天市	同	町大字赤枝字村前二四三番地
監事	万波 憲一	会津若松市西七日町一三番一〇号	
同	加藤 正巳	耶麻郡磐梯町大字赤枝字宮在家二〇〇番地	
同	矢吹 弘	同 郡同 町大字大谷字上ノ代四五二四番地一	
同	田部 一徳	同 郡同 町大字大谷字大榎一六一九番地	
就任した役員			
役別 氏名		住所	
理事	加藤 信夫	耶麻郡磐梯町大字赤枝字田中一一五番地	
同	遠藤 明洋	同 郡同 町大字大谷字石生前二六二八番地	
同	東田 宗一	同 郡同 町大字大谷字上屋敷六四番地	
同	田中 淳	同 郡同 町大字大谷字入倉六〇九九番地	
同	佐藤 浩基	同 郡同 町大字大谷字入倉六一七九番地	
同	鈴木 重和	同 郡同 町大字大谷字落合四二一九番地	
同	佐藤 重信	同 郡同 町大字大谷字落合四一九五番地	
同	鈴木 幸彦	同 郡同 町大字大谷字上屋敷五三番地	
同	鈴木 要一	同 郡同 町大字大谷字村添二二三二六番地	
同	佐藤 文義	同 郡同 町大字赤枝字赤枝九番地	
同	加藤 天市	同 郡同 町大字赤枝字村前二四三番地	
監事	万波 憲一	会津若松市西七日町一三番一〇号	
同	五十嵐 春彦	耶麻郡磐梯町大字大谷字上屋敷六八番地	
同	田中 裕二	同 郡同 町大字大谷字入倉六一〇四番地	

(農村計画課)

公告第百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

令和八年七月二十四日

土地改良区の名称

檜葉町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 松本 幸英 双葉郡檜葉町大字下小塙字広畑五一番地の一
同 山内 茂樹 同 郡同 町大字北田字金堂地二二番地
同 佐藤 憲之 同 郡同 町大字下小塙字府ノ内一番地

福島県知事 内堀 雅 雄

同	猪狩 博美	同	町大字下繁岡字植松七番地
同	渡邊 秀幸	同	町大字山田岡字寺西二番地
監事	佐藤 英夫	同	町大字上繁岡字小六郎三一番地の三
同	小澤 茂	同	町大字井出字荻集一六番地四
就任した役員			
役別 氏名		住所	
理事	松本 幸英	双葉郡檜葉町大字下小塙字広畑五一番地の一	
同	山内 茂樹	同 郡同 町大字北田字金堂地二二番地	
同	佐藤 憲之	同 郡同 町大字下小塙字府ノ内一番地	
同	猪狩 博美	同 郡同 町大字下繁岡字植松七番地	
同	渡邊 秀幸	同 郡同 町大字山田岡字寺西二番地	
同	佐藤 英夫	同 郡同 町大字上繁岡字小六郎三一番地の三	
同	小澤 茂	同 郡同 町大字井出字荻集一六番地四	
監事			

(農村計画課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第62号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける自動車（軽貨物）賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年7月24日

福島県警察本部長 森 末 治

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
自動車（軽貨物） 22台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和8年6月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
住友三井オートサービス株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
- 5 落札金額
32,234,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年4月14日

（会計課）